

作成日 2020 年 3 月 8 日
(最終更新日 2020 年 3 月 8 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-058

課題名：Barrett 食道腺癌と背景粘膜の関係に関する研究

1. 研究の対象

2001年から2022年3月までに、東北大学病院においてESD、あるいは外科的切除を受けられた方で、Barrett食道腺癌を含む食道胃接合部腺癌、およびBarrett食道を有する扁平上皮癌と診断された方。

2. 研究期間

2022年4月(倫理委員会承認後)～2026年3月

3. 研究目的

Barrett食道腺癌の発生に関して、背景粘膜との関係(形態、粘液形質、炎症性細胞浸潤の程度など)を中心に検討する。

4. 研究方法

- ① 形態学的に背景のBarrett食道を分類するとともに、免疫組織化学を実施し、粘液形質、炎症性細胞浸潤の種類・程度を評価する。
- ② 腫瘍部の組織学的評価(組織型、進行度等)を行うとともに、免疫組織化学を実施し、粘液形質、炎症性細胞浸潤の種類・程度を評価する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：東北大学病院において食道切除術、あるいは内視鏡的切除が行なわれた症例

情報：年齢、性別、喫煙歴、飲酒歴、血液型、Performance Status、発生部位、組織学的分化度、病理学的T因子、病理学的N因子、臨床的M因子、転機等。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

本研究は、運営交付金を使用し、通常診療の範囲内にて実施します。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

藤島史喜（研究責任者）

東北大学病院病理部

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7440 FAX 022-273-5976

E-mail ffujishima@patholo2.med.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合